

消防予第 372 号
平成 23 年 9 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

住宅用火災警報器設置対策に係る各種施策の運用について

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置推進については、「住宅用火災警報器の設置推進について」（平成 20 年 12 月 24 日付け消防予第 339 号）及び「住宅用火災警報器設置推進に係る各種施策の運用について」（平成 20 年 12 月 24 日付け消防予第 340 号）において、設置推進基本方針及び留意事項等を示してきたところですが、今般、「住宅用火災警報器の設置対策について」（平成 23 年 9 月 30 日付け消防予第 371 号。以下「長官通知」という。）で通知したとおり「住宅用火災警報器設置対策会議」において、新たに住宅用火災警報器設置対策基本方針が決定されたことにより、長官通知の運用については下記事項に留意の上、住警器の設置対策に係る各種施策を強力に推進されるようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いします。

記

- 1 既に設置されている地域推進組織を地域対策組織として新たに位置付けた上で、長官通知で定められた事項を有効に推進できるよう、実施計画の見直しを図ること。（見直し例については、「別添」参照）
- 2 住宅火災が発生した際、速やかに住警器の設置状況及び作動状況を把握し、当該状況について、マスメディア等に対し積極的に情報提供を行うこと。

<連絡先>

消防庁予防課 滝、児玉、石倉

電話：03-5253-7523

E-mail: t2.ishikura@soumu.go.jp

地域の住宅用火災警報器設置対策実施計画 見直し例

(※赤文字部分が見直す場合のポイント)

- ・実施計画の記載内容として考えられるものを取りまとめたものであり、地域の実情を踏まえて、項目例、記載例を参考として実施計画を策定する。
- ・備考欄には、実施計画策定にあたっての考え方や検討のポイントを記載している。
- ・既存住宅を含めて全ての住宅に対する住警報器の設置の義務付けが全国全ての市町村において施行されたことを踏まえ、消防法令遵守の観点から、住警報器の設置対策に係る実施計画において「設置推進」としてきたものを「設置対策」として新たに位置づける。

項目例	記載例	備考
1 名称	〇〇地域住宅用火災警報器設置対策実施計画	<u>「推進」を「対策」と修正する。</u> 「普及活動計画」「普及推進計画」等の名称となっている場合も「普及」を「対策」に修正する。
2 趣旨	<p>〇〇市の住宅火災における死者数は、年間〇〇人を超える高水準で推移している。特に65歳以上の高齢者が占める割合は約〇割となっており、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念される状況にある。</p> <p>平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器等（以下「住警報器」という。）の設置及び維持が義務付けられた。〇〇市では、平成〇年〇月火災予防条例を改正し、設置場所及び適用時期が定められた。</p> <p>設置場所・・・寝室、階段、廊下、（台所）、（その他の居室） 適用時期・・・新築住宅は平成〇年〇月〇日から 既存住宅は平成〇年〇月〇日から</p> <p>住警報器の早期設置は、<u>消防法令を遵守し</u>、市民の安全・安心を確保する上で極めて重要な課題であり、消防機関に限らず、行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集して<u>継続して</u>取り組む必要がある。</p> <p><u>また、既に設置されている住宅については、適切な維持管理方法を周知し、確実な定着を図る必要がある。</u></p> <p>このような状況に鑑み、「〇〇地域住宅用火災警報器設置対策実施計画」を策定し、住警報器の早期設置に向けた方策を総合的に推進する。</p>	この他、スローガン、キャッチフレーズ等を設定することも考えられる。
3 目標設置	<p>〇〇市の住警報器の設置率は平成〇〇年〇月現在、〇〇%となっている。今後、段階的に以下の設置率目標値を達成することで、最終的な目標達成を目指す。</p> <p>平成〇〇年〇月 : 〇% 平成〇〇年〇月 : 〇% 平成〇〇年〇月 : 100%</p>	<p>この他、各年度の目標達成に向けた方向づけを行うことも考えられる。</p> <p>【考えられる記載例】 （平成〇〇年度） 高齢者等が居住する住宅への重点的な設置 無関心層への広報（認知度〇%を目指す）</p> <p>（平成〇〇年） <u>設置率の低い地区への重点的な設置</u> （すべての地区で設置率〇%以上を達成）</p>

項目例		記載例	備考
4 基本方針	(1) 地域コミュニティを活用した地域密着型の取組の推進	消防署、〇〇市関係部局、関係団体及び関係業界等が相互に密接な連携を図り、各地区の実情に応じて、地域社会に密着した取組を展開することを基本とする。 特に、消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織など地域コミュニティと密接な主体による活動を中心として各種施策を展開する。	地域的な祭り、学校単位(PTA等)、農協等、地域コミュニティ形成の実態に合わせて推進主体の例示を行うことが考えられる。
	(2) 地域の多様な主体の連携による一体的な取組の推進	住警器の早期設置を市民の総力を結集して強力に推進するため、消防署を単位として各地区の関係主体が相互に連携・調整を図り、各種施策を推進する体制を構築する。 その際、地域の防災組織、住警器販売事業者、不動産・住宅関係者のみならず、ガス事業者、福祉・教育、マスメディア等の幅広い分野の主体の参加を求め、各地域の取組を計画的に展開する。	
	(3) 推進状況の把握と公表	町内会を単位として、各地区における住警器の早期設置の動きかけの状況及び設置率を定期的に把握し、消防署単位でその結果をとりまとめるとともに、消防署HP等による公表を行う。 また、その結果を用いて、設置が十分に進んでいない地区への重点化や、設置が進んだ地区の事例を他地区が導入するなど、効果的な施策展開に向けて対策の見直しを図る。	町内会以外にも、学区単位とする等、地域の実情に応じたきめ細かな状況把握を行うことが考えられる。 消防署HP以外にも、各種掲示板や市町村のHPなど様々な媒体での公表が考えられる。
	(4) その他	住宅火災の死者に占める65歳以上の高齢者の割合が高いこと、また、高齢者は火災の発生に気づくのが遅れる傾向があることから、ひとり暮らしの高齢者への重点的な広報を展開する。 また、春・秋の火災予防運動等を通じ、住警器の未設置世帯のみならず、既に住警器を設置した住民を含む全世帯を対象にした適切な維持管理や住宅防火に係る広報時の住警器の設置活動を継続的に展開する。	各市町村で実施している施策を考慮し、地域の実情に応じてその他の項目を追加することが考えられる。 この他、〇〇市創立〇周年等のイベントが実施される機会などを捉えてPR活動を行うことも考えられる。

項目例		記載例	備考																				
5 現状分析	(1) 住警器設置対象	<p>〇〇消防署管轄地域における平成〇年〇月時点での各地区の住警器設置対象となる世帯数、設置率、義務化の認知度に係るアンケート調査結果は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>〇〇地区(市街地郊外)</td> <td>(世帯数)</td> <td>(設置率)</td> <td>(義務化の認知度)</td> </tr> <tr> <td>一戸建て住宅</td> <td>〇〇世帯</td> <td>〇%</td> <td>〇%</td> </tr> <tr> <td>共同住宅(500㎡以上)</td> <td>〇〇世帯</td> <td>〇%</td> <td>〇%</td> </tr> <tr> <td>共同住宅(500㎡未満)</td> <td>〇〇世帯</td> <td>〇%</td> <td>〇%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>〇〇世帯</td> <td>〇%</td> <td>〇%</td> </tr> </table> <p>〇〇地区(農村地域) 〇〇地区(ニュータウン) 〇〇地区(中心市街地)</p> <p>(分析) 〇〇地区は、自動火災報知設備の設置義務である共同住宅が多いことから、高い設置率となっている。一方、〇〇地区や〇〇地区では戸建住宅と並んで自動火災報知設備の設置義務とならない共同住宅が多い。そのため、これらの地域においては不動産関係者を中心に設置対策活動を展開することが有効である。 義務化の認知度が低い〇〇地区では、設置率についても低い状況である。そのため、〇〇地区への義務化の周知を中心とした設置対策活動を重点的に行う必要がある。 〇〇地区については、65歳以上の高齢者世帯が多く、そのうち単身世帯は約〇割を占める。そのため、〇〇地区については、防火訪問等を通じた重点的な設置対策活動を展開することが必要である。 〇〇地区については、〇〇ガスの供給エリアであり、これらの世帯へはガス事業者との連携により火災・ガス漏れ複合型警報器の導入を呼びかけることが有効である。</p>	〇〇地区(市街地郊外)	(世帯数)	(設置率)	(義務化の認知度)	一戸建て住宅	〇〇世帯	〇%	〇%	共同住宅(500㎡以上)	〇〇世帯	〇%	〇%	共同住宅(500㎡未満)	〇〇世帯	〇%	〇%	全体	〇〇世帯	〇%	〇%	<p>付加条例により500㎡未満の延べ面積から自動火災報知設備の設置を義務づけている場合は、当該規定により自動火災報知設備の設置が義務となる面積で整理することが考えられる。</p> <p>一戸建て住宅と共同住宅の別や、持ち家、民間賃貸住宅、公営住宅、社員住宅等の別、世帯主の年齢別等について、詳細な状況把握を行うことが考えられる。</p> <p>分析にあたっては、火災発生状況や設置状況の推移、アンケート調査等の結果をグラフ等を用いて整理することが考えられる。</p>
	〇〇地区(市街地郊外)	(世帯数)	(設置率)	(義務化の認知度)																			
一戸建て住宅	〇〇世帯	〇%	〇%																				
共同住宅(500㎡以上)	〇〇世帯	〇%	〇%																				
共同住宅(500㎡未満)	〇〇世帯	〇%	〇%																				
全体	〇〇世帯	〇%	〇%																				
(2) 住警器 設置対策 の主体	<p>〇〇消防署管内地域の各地区における、関係者が連携した設置対策活動実績は以下の通りである。</p> <p>〇〇地区(市街地郊外) 婦人(女性)防火クラブによる共同購入(〇〇世帯)、〇〇〇 〇〇地区(農村地域) 〇〇地区(ニュータウン) 〇〇地区(中心市街地)</p> <p>(分析) 〇〇地区については、これまでも町内会や自治会を中心とした設置・維持管理啓発活動を行っており、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織と消防団が連携した施策を引き続き展開することが有効である。 また、〇〇地域では、自治会等の組織率が低く、説明会等の開催も少ない状況にあるが、平成〇年〇月に実施したアンケート調査の結果では、商店街を中心とした設置・維持管理啓発活動により住警器設置に至ったケースが高い割合を占めることから、今後は商店街を中心とした設置・維持管理啓発活動を重点的に展開することが有効である。</p>	<p>各地域において、当該地域の各地区の特性が異なることに留意。</p> <p>この他、中心となるべき設置対策の主体について分析を行うことも考えられる。</p> <p>【考えられる記載例】 市街地郊外：町内会、自治会等 農村地域：農協等 ニュータウン：団地会等 中心市街地：商店会、商店街振興組合等 が中心となって設置対策活動を行うことが有効である。</p>																					

項目例	記載例		備考		
6 各地区の重点施策	<p>5の現状分析に基づき、〇〇消防署管内地域の各地区の重点施策は、以下のとおりとする。</p> <p>全地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春・秋の火災予防運動における設置の義務化・維持管理啓発活動 <p>〇〇地区(市街地郊外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火訪問を通じた設置啓発、設置状況の把握、維持管理に係る説明 ・不動産管理関係者への必要性の説明 ・単身高齢者世帯、低所得者世帯への防火訪問 <p>〇〇地区(農村地域)</p> <p>〇〇地区(ニュータウン)</p> <p>〇〇地区(市街地)</p>		<p>これまでに実施してきた各種施策や地域特性等を考慮し、地域の実情に応じた重点施策を整理することが必要。</p> <p>地区別の重点施策の他、対象を中心として重点施策を設定することも考えられる。 【考えられる記載例】 (単身高齢者世帯) ・防火訪問等を通じた設置対策活動、維持管理の周知 (設置義務対象世帯) ア 一戸建て住宅 イ 共同住宅 (全世帯)</p> <p>未設置世帯が多数存在する地域は、共同購入や取付支援を継続して進めることも必要。</p>		
7 個別 具体施策	(設置対策対象を中心とした記載例)	(設置対策主体を中心とした記載例)	<p>4及び5の内容に応じて、関係者の適切な役割分担や重点化を図った施策とするよう配慮。</p>		
	(1)地域に密着した 設置・維持管理 啓発活動	ア 防火講習会等開催時の説明の実施		<p>各地区毎に、住警器の設置及び維持管理の必要性等に係る住民への説明会を開催する。</p>	<p>消防署が実施する防火講習会等の際に、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、消防団等による広報を実施する。</p>
				<p>各地区毎に、住警器の設置及び維持管理の必要性等に係る住民への説明会を開催する。</p>	<p>婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、消防団等が自治会等と連携し、住警器の設置の義務化及び維持管理の必要性について住民への説明を実施する。</p>
				<p>各地区毎に、住警器の設置及び維持管理の必要性等に係る住民への説明会を開催する。</p>	<p>消防団員を対象に、住警器の設置及び維持管理の必要性に係る研修会を開催する。</p>
				<p>地域にある掲示板等、地域住民の目のつきやすい場所に、住警器PR及び維持管理周知のポスターを掲示する。</p>	<p>住警器の設置販売事業者や、火災・ガス漏れ複合型警報器の設置に係るガス事業者を対象に、不正販売や機器の不具合等に係る研修会を実施する。</p>
				<p>各自治会等を通じて、各世帯へ住警器PR及び維持管理周知のリーフレットを配布する。</p>	<p>消防署、消防団の分団格納庫、各自治会等の掲示板に住警器の設置の義務化のPR及び維持管理周知のポスターを掲示する。</p>
<p>共同住宅については、不動産関係者から、契約者へのリーフレット配布を推進する。</p>			<p>消防署、消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等が連携して防火訪問を実施し、各世帯への住警器の設置の義務化のPR及び維持管理周知のリーフレットを配布する。</p>		

項目例		記載例		備考	
7 個別 具体施策	(1)地域に 密着した設置・維持管理啓発活動	イ 不正販売等の監視と住民への情報提供	各自治会等から、住警器の不正販売、不具合等に係る情報を収集するとともに、各世帯への注意を呼びかける。	婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等による防火訪問を通じて、住警器の不正販売、不具合等に係る情報を収集するとともに、注意を呼びかける。	販売店等に係る情報は消防機関からは提供しないなど、これまでの地域の運用に即した内容とすることが必要。
			地域にある掲示板等に、不正販売等に係る情報を掲示し、注意を呼びかける。		
			各自治会の掲示板等に意見箱を設置し、住警器に係る悩み、問題点等に係る情報を収集する。	住警器の設置販売事業者、火災・ガス漏れ複合型警報器の設置販売事業者等が共同して相談窓口を設置し、各種情報提供に努める。	
				住警器の不具合等について、住警器の設置販売事業者等との定期的な意見交換会を実施する。	
	ウ 奏功事例の把握	各自治会等は、住警器を設置していたことにより、火災による被害を軽減等した事例や作動状況等の情報を把握した場合は消防署に報告する。	消防署、消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等が連携して情報を共有し、プライバシーに配慮しながらマスメディア等を通じ奏功事例として広報する。	火災に至らない場合、消防機関は情報を把握しにくいことから、消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等から消防署に連絡してもらうような連携が必要。	
	エ その他	春・秋の火災予防運動期間にシンポジウム等を開催し、住警器設置の設置の義務化及び維持管理方法を呼びかける。		各消防署が共通して実施する市全体での取り組みとの適切な連携に配慮。	
(2)設置状況の把握等	ア 設置状況の把握	各地区の特性に合わせて、サンプル調査等により定期的に設置状況を把握する。 ・防火訪問等を通じた調査 ・質問票等の送付、電話聞き取り等によるサンプル調査 ・シンポジウム等におけるアンケート調査	婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、消防団等が自治会等と連携し、各地区の住警器の設置状況に係る調査を実施し、消防署で取りまとめる。	設置状況の把握等に係る調査については、予定時期や調査期間・間隔を明確にしておくことが考えられる。 ※8との関係に配慮。	
		共同購入等により住警器を設置した世帯について名簿が作成、保管されている場合は、それらを活用し維持管理の周知を実施する。	婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織において、共同購入等により購入した住警器の設置世帯の名簿を作成し、保管されている場合は、維持管理周知の際に活用する。	共同購入者名簿等が作成されている場合は、維持管理やトラブル対処についての指導の他、電池の取り替え時期の連絡等に利用すると効果的。	
			住警器の設置販売事業者や、火災・ガス漏れ複合型警報器の設置に係るガス事業者は、警報器の販売・設置時に、交換時に備えた顧客情報の管理を行うよう努める。	名簿を活用する際は、プライバシーへの配慮が必要。	

項目例		記載例		備考
7 個別 具体施策	(2)設置状況の把握等	イ 点検・維持管理指導	高齢者が居住する住宅について、住警器の作動点検を実施する。 婦人(女性)防火クラブ、消防団等が連携し、高齢者が居住する住宅について、住警器の作動点検を実施する。 婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織が各世帯に訪問し、維持管理やトラブル対処についての指導を行う。	この他、非火災報への対応等に係る項目を追加することも考えられる。
		ウ その他	把握した住警器の奏功事例、不正販売情報、設置率等について、消防署HP等による公表を行う。 把握した設置状況や住警器の設置対策活動事例等について、消防本部で取りまとめ、消防署間での情報共有を行う。	各市町村で実施している施策を考慮し、地域の実情に応じてその他の項目を追加することが考えられる。
	(3)その他	地域のCATVに、住警器のPR番組を提供する。	地域マスコミによるラジオ・テレビを利用した設置の義務化・維持管理広報を積極的に展開する。	各市町村で実施している施策を考慮し、地域の実情に応じてその他の項目を追加することが考えられる。
8 留意点			上記実施事項以外に市民等に接する機会においては、積極的に設置促進について広報活動を実施する。	消防本部の内部通知等で運用について取り決めを行っている事項との整合に配慮。
			不正販売の被害発生時には、消費生活センターへの相談もしくは最寄りの警察署への通報相談等を行う。	
			住警器の設置効果を実証するため、住宅火災の原因調査時には、住警器の設置や作動状況等の把握に努める。	
			民生委員等と連携し、死者の増加が懸念される単身高齢者や障がい者等の災害時要援護者在宅への防火訪問を優先的に実施する。	
		その他		
9 実施計画の見直し			当面、平成〇年〇月を目途に本実施計画による各種施策を展開し、設置対策状況等を取りまとめる。 (1)住警器設置の必要性に係る市民の認知率及び設置率 (2)住宅防火訪問等による住警器設置推進に係る各世帯訪問件数 (3)不正販売に係る報告件数と内容 (4)奏功事例の件数と内容 また、その結果を公表するとともに、設置が十分に進んでいない地区への重点化や、設置が進んだ地区の取組事例を他地区にも導入するなど、効果的な施策展開に向けて対策の見直しを図る。	3の(3)の記載との関連に配慮。
10 その他			本実施計画に係る各施策は、各関係主体の準備が整い次第、各種施策を開始する。 なお、本実施計画の趣旨にかんがみ、各関係主体は早急に住警器設置の施策展開を図る環境を整え、遅くとも平成〇年〇月までに各世帯等への設置対策活動を開始するものとする。	各関係主体との調整等の状況により定める必要があることに配慮。